

下水道用設計標準歩掛表（令和7年度版）の改定

新旧対照表

—第2巻 ポンプ場・処理場—

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

工種名 ポンプ場・処理場施設（土木）

頁	改定趣旨	現 行										改 定											
9	本工事費内訳の改定	レベル1 工事区分 処理場・ ポンプ場	レベル2 工 種	レベル3 種 別	レベル4 細 別	レベル5 規 格	総括表用 単 位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	レベル1 工事区分 処理場・ ポンプ場	レベル2 工 種	レベル3 種 別	レベル4 細 別	レベル5 規 格	総括表用 単 位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要		
		(中略)										(中略)											
			社口工									A-8		社口工									A-8
				石積(張)工(構造物単位)								*			石積(張)工(構造物単位)								*
					石積(張)基礎		m					*				石積(張)基礎		m					*
					プレキャスト基礎ブロック		m					*				プレキャスト基礎ブロック		m					*
					現場打小口止コンクリート		m3					*				現場打小口止コンクリート		m3					*
					プレキャスト小口止ブロック		m					*				プレキャスト小口止ブロック		m					*
					現場打横帯(隔壁)コンクリート		m3					*				現場打横帯(隔壁)コンクリート		m3					*
					プレキャスト横帯(隔壁)ブロック		m					*				プレキャスト横帯(隔壁)ブロック		m					*
			基礎材		m2					*				基礎材		m2					*		
			中詰コンクリート		式 or m3					*				中詰コンクリート		式 or m3					*		
			石積		m2					*				石積		m2					*		
			石張		m2					*				石張		m2					*		
			胴込・裏込コンクリート		m3					*				胴込・裏込コンクリート		m3					*		
			裏込材		m2					*				裏込材		m3					*		
			現場打天端コンクリート		m3					*				現場打天端コンクリート		m3					*		
			目地板		m2					*				目地板		m2					*		
			シール材		m					*				シール材		m					*		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

工種名	ポンプ場・処理場施設（土木）
-----	----------------

頁	改定趣旨	現	行	改	定
16	本工事費内訳の改定				
		擁壁工		擁壁工	
			場所打擁壁工		場所打擁壁工
					A-10
			般運搬		m3 *
			般処分		m3 *
			基礎材		m2 *
			均しコンクリート		m2 *
			コンクリート		m3 *
			鉄筋		t *
			型枠		式 or m2 *
			足場		式 or 掛 m2 *
			目地板		m2 *
			止水板		m *
			シール材		m *
			水抜パイプ		式 or m *
			吸出し防止材		m2 *
					排水材設置 m *
			プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工
			プレキャスト擁壁		m *
					排水材設置 m *

頁	改定趣旨	現 行	改 定																																																																																																																
35	表記の修正	<p>B-6-2 伸縮継手工 (一式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>総括表 単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止 水 板</td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>目 地 材</td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>伸 縮 目 地 充 填</td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(下位代価なし)</td> </tr> <tr> <td>可 と う 継 手</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>ス リ ッ プ バ ー</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	止 水 板		m	m				土木工事標準歩掛による	目 地 材		m ²	m ²				土木工事標準歩掛による	伸 縮 目 地 充 填		m	m				(下位代価なし)	可 と う 継 手		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による	ス リ ッ プ バ ー		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による	計								<p>B-6-2 伸縮継手工 (一式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>総括表 単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 地 板</td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>止 水 板</td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>シ ー ル 材</td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(下位代価なし)</td> </tr> <tr> <td>可 と う 継 手</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>ス リ ッ プ バ ー</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	目 地 板		m ²	m ²				土木工事標準歩掛による	止 水 板		m	m				土木工事標準歩掛による	シ ー ル 材		m	m				(下位代価なし)	可 と う 継 手		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による	ス リ ッ プ バ ー		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による	計							
種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																												
止 水 板		m	m				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
目 地 材		m ²	m ²				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
伸 縮 目 地 充 填		m	m				(下位代価なし)																																																																																																												
可 と う 継 手		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
ス リ ッ プ バ ー		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
計																																																																																																																			
種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																												
目 地 板		m ²	m ²				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
止 水 板		m	m				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
シ ー ル 材		m	m				(下位代価なし)																																																																																																												
可 と う 継 手		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
ス リ ッ プ バ ー		箇所	箇所				土木工事標準歩掛による																																																																																																												
計																																																																																																																			

頁	改定趣旨	現	行	改	定
---	------	---	---	---	---

170	語句修正	第2編 電気設備工事歩掛り 2. 機器設置工 2-2 配電盤設備 (1) 配電盤-1	第2編 電気設備工事歩掛り 2. 機器設置工 2-2 配電盤設備 (1) 配電盤-1
-----	------	---	---

作業種別	細別規格	単位	据付		単体調整	適用
			技術者	電工	技術者	
金属閉鎖形スイッチギア 1	補助盤 (CX)	面	0.43	5.3	0.37	VCT等収納
金属閉鎖形スイッチギア 2	遮断器, 1段積 20kA以下	"	0.70	5.6	0.76	W : 800×H : 2,300×D : 2,500
金属閉鎖形スイッチギア 3	遮断器, 2段積 20kA以下	"	0.84	6.2	1.3	W : 800×H : 2,300×D : 2,500
金属閉鎖形スイッチギア 4	遮断器, LA, ZPC, VCT, 20kA以下	"	0.73	5.9	0.84	受電用その他これに類するもの W : 800×H : 2,300×D : 2,500
金属閉鎖形スイッチギア 5	高压コンビネーション 1段積み	"	0.70	5.6	0.69	電力ヒューズ, 接触器, 付属品 他
	高压コンビネーション 2段積み	"	0.84	6.2	1.1	
	高压コンビネーション 3段積み	"	0.98	6.5	1.5	
簡易キュービクル	低压用	"	0.54	4.6	0.57	
	高压用	"	0.73	5.9	0.63	

- 備考 1 屋内形, 屋外形共通とする。
 2 既設盤と列盤にする場合は, 当該盤のみ据付け歩掛りを20%増とする。
 3 地上または床面設置を標準とし, 特別な基礎が必要な場合は別途計上する。
 4 盤寸法 (mm) は, 概略数値を示す。
 5 2段積みでかつVCB等が1段実装の場合は, 1段積み歩掛りを適用する。

作業種別	細別規格	単位	据付		単体調整	適用
			技術者	電工	技術者	
金属閉鎖形スイッチギア 1	補助盤 (CX)	面	0.43	5.3	0.37	VCT等収納
金属閉鎖形スイッチギア 2	遮断器, 1段積 20kA以下	"	0.70	5.6	0.76	W : 800×H : 2,300×D : 2,500
金属閉鎖形スイッチギア 3	遮断器, 2段積 20kA以下	"	0.84	6.2	1.3	W : 800×H : 2,300×D : 2,500
金属閉鎖形スイッチギア 4	遮断器, LA, ZPC, VCT, 20kA以下	"	0.73	5.9	0.84	受電用その他これに類するもの W : 800×H : 2,300×D : 2,500
金属閉鎖形スイッチギア 5	高压コンビネーション 1段積み	"	0.70	5.6	0.69	電力ヒューズ, 接触器, 付属品 他
	高压コンビネーション 2段積み	"	0.84	6.2	1.1	
	高压コンビネーション 3段積み	"	0.98	6.5	1.5	
簡易キュービクル	低压用	"	0.54	4.6	0.57	
	高压用	"	0.73	5.9	0.63	

- 備考 1 屋内形, 屋外形共通とする。
 2 既設盤と列盤にする場合は, 当該盤のみ据付け歩掛りを20%増とする。
 3 地上または床面設置を標準とし, 特別な基礎が必要な場合は別途計上する。
 4 盤寸法 (mm) は, 概略数値を示す。
 5 2段積みでかつVCB等が1段実装の場合は, 1段積み歩掛りを適用する。

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名 ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）																																																
195	表記の改定	<p>I 下水道用建築・建築設備請負工事積算基準</p> <p>下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準</p> <p>1. 共通費の区分と内容 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p> <p style="text-align: center;">表－1 共通仮設費</p> <table border="1" data-bbox="271 592 1144 1174"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動 力 用 水 光 熱 費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋 外 整 理 清 掃 費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用</td> </tr> <tr> <td>情 報 シ ス テ ム 費</td> <td>情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表－2 現場管理費</p> <table border="1" data-bbox="271 1222 1144 1501"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労 務 管 理 費</td> <td>現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用	機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用	情 報 シ ス テ ム 費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用	そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	項 目	内 容	労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	<p>I 下水道用建築・建築設備請負工事積算基準</p> <p>下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準</p> <p>1. 共通費の区分と内容 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ「公共建築工事共通費積算基準」（国土交通省大臣官房官庁宮繕部）（以下「共通費積算基準」という。）の表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p> <p style="text-align: center;">表－1 共通仮設費</p> <table border="1" data-bbox="1249 592 2123 1174"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動 力 用 水 光 熱 費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋 外 整 理 清 掃 費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用</td> </tr> <tr> <td>情 報 シ ス テ ム 費</td> <td>情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表－2 現場管理費</p> <table border="1" data-bbox="1249 1222 2123 1501"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労 務 管 理 費</td> <td>現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用	機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用	情 報 シ ス テ ム 費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用	そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	項 目	内 容	労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
項 目	内 容																																																		
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用																																																		
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用																																																		
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																		
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用																																																		
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																		
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用																																																		
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用																																																		
情 報 シ ス テ ム 費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用																																																		
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用																																																		
項 目	内 容																																																		
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用																																																		
項 目	内 容																																																		
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用																																																		
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用																																																		
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																		
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用																																																		
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																		
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用																																																		
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用																																																		
情 報 シ ス テ ム 費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用																																																		
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用																																																		
項 目	内 容																																																		
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用																																																		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

工種名 ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）

頁	改定趣旨	現 行		改 定	
196	表記の改定	租 税 公 課	工事契約書等の印紙代，申請書・謄抄本登記等の証紙代，固定資産税・自動車税等の租税公課，諸官公署手続き費用	租 税 公 課	工事契約書等の印紙代，申請書・謄抄本登記等の証紙代，固定資産税・自動車税等の租税公課，諸官公署手続き費用
		保 險 料	火災保険，工事保険，自動車保険，組立保険，賠償責任保険法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料	保 險 料	火災保険，工事保険，自動車保険，組立保険，賠償責任保険法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
		従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与，諸手当（交通費，住宅手当等）及び賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用。	従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与，諸手当（交通費，住宅手当等）及び賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用。
		施 工 図 等 作 成 費	施工図・完成図等作成に要する費用	施 工 図 等 作 成 費	施工図・完成図等作成に要する費用
		退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用従業員，現場雇用労働者の退職金	退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用従業員，現場雇用労働者の退職金
		法 定 福 利 費	現場従業員，現場雇用従業員，現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員，現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	法 定 福 利 費	現場従業員，現場雇用従業員，現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員，現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
		福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安，娯楽，厚生，貸与被服，健康診断，医療，慶弔見舞等に要する費用	福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安，娯楽，厚生，貸与被服，健康診断，医療，慶弔見舞等に要する費用
		事 務 用 品 費	事務用消耗品費，OA機器等の事務用備品費，新聞・図書・雑誌等の購入費，工事写真・完成写真代等の費用	事 務 用 品 費	事務用消耗品費，OA機器等の事務用備品費，新聞・図書・雑誌等の購入費，工事写真・完成写真代等の費用
		通 信 交 通 費	通信費，旅費及び交通費	通 信 交 通 費	通信費，旅費及び交通費
		補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音，振動，濁水，工事用車両の通行等に対して，近隣の第三者に支払われる補償費。ただし，電波障害等に関する補償費を除く。	補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音，振動，濁水，工事用車両の通行等に対して，近隣の第三者に支払われる補償費。ただし，電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費，式典費，工事実績の登録等に要する費用，各種調査に要する費用，その他上記のいずれの項目にも属さない費用	そ の 他	会議費，式典費，工事実績の登録等に要する費用，各種調査に要する費用，その他上記のいずれの項目にも属さない費用		
表-3 一般管理費					
		項 目	内 容	項 目	内 容
		役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）	役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
		従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与，諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）	従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与，諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
		退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）	退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
		法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
		福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安，娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安，娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
		維 持 修 繕 費	建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等	維 持 修 繕 費	建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
		事 務 用 品 費	事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品，新聞参考図書等の購入費	事 務 用 品 費	事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品，新聞参考図書等の購入費

頁	改定趣旨	現 行	改 定																																																								
		<table border="1"> <tr><td>通 信 交 通 費</td><td>通信費，旅費及び交通費</td></tr> <tr><td>動 力 用 水 光 熱 費</td><td>電力，水道，ガス等の費用</td></tr> <tr><td>調 査 研 究 費</td><td>技術研究，開発等の費用</td></tr> <tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td>広告，公告又は宣伝に要する費用</td></tr> <tr><td>交 際 費</td><td>得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用</td></tr> <tr><td>寄 付 金</td><td>社会福祉団体等に対する寄付</td></tr> <tr><td>地 代 家 賃</td><td>事務所，寮，社宅等の借地借家料</td></tr> <tr><td>減 価 償 却 費</td><td>建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却費</td></tr> <tr><td>試 験 研 究 償 却 費</td><td>新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額</td></tr> <tr><td>開 発 償 却 費</td><td>新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</td></tr> <tr><td>租 税 公 課</td><td>不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課</td></tr> <tr><td>保 険 料</td><td>火災保険その他の損害保険料</td></tr> <tr><td>契 約 保 証 費</td><td>契約の保証に必要な費用</td></tr> <tr><td>雑 費</td><td>社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用</td></tr> </table>	通 信 交 通 費	通信費，旅費及び交通費	動 力 用 水 光 熱 費	電力，水道，ガス等の費用	調 査 研 究 費	技術研究，開発等の費用	広 告 宣 伝 費	広告，公告又は宣伝に要する費用	交 際 費	得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用	寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付	地 代 家 賃	事務所，寮，社宅等の借地借家料	減 価 償 却 費	建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却費	試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額	開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	租 税 公 課	不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課	保 険 料	火災保険その他の損害保険料	契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用	雑 費	社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	<table border="1"> <tr><td>通 信 交 通 費</td><td>通信費，旅費及び交通費</td></tr> <tr><td>動 力 用 水 光 熱 費</td><td>電力，水道，ガス等の費用</td></tr> <tr><td>調 査 研 究 費</td><td>技術研究，開発等の費用</td></tr> <tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td>広告，公告又は宣伝に要する費用</td></tr> <tr><td>交 際 費</td><td>得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用</td></tr> <tr><td>寄 付 金</td><td>社会福祉団体等に対する寄付</td></tr> <tr><td>地 代 家 賃</td><td>事務所，寮，社宅等の借地借家料</td></tr> <tr><td>減 価 償 却 費</td><td>建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却費</td></tr> <tr><td>試 験 研 究 償 却 費</td><td>新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額</td></tr> <tr><td>開 発 償 却 費</td><td>新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</td></tr> <tr><td>租 税 公 課</td><td>不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課</td></tr> <tr><td>保 険 料</td><td>火災保険その他の損害保険料</td></tr> <tr><td>契 約 保 証 費</td><td>契約の保証に必要な費用</td></tr> <tr><td>雑 費</td><td>社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用</td></tr> </table>	通 信 交 通 費	通信費，旅費及び交通費	動 力 用 水 光 熱 費	電力，水道，ガス等の費用	調 査 研 究 費	技術研究，開発等の費用	広 告 宣 伝 費	広告，公告又は宣伝に要する費用	交 際 費	得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用	寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付	地 代 家 賃	事務所，寮，社宅等の借地借家料	減 価 償 却 費	建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却費	試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額	開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	租 税 公 課	不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課	保 険 料	火災保険その他の損害保険料	契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用	雑 費	社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用
通 信 交 通 費	通信費，旅費及び交通費																																																										
動 力 用 水 光 熱 費	電力，水道，ガス等の費用																																																										
調 査 研 究 費	技術研究，開発等の費用																																																										
広 告 宣 伝 費	広告，公告又は宣伝に要する費用																																																										
交 際 費	得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用																																																										
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付																																																										
地 代 家 賃	事務所，寮，社宅等の借地借家料																																																										
減 価 償 却 費	建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却費																																																										
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額																																																										
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額																																																										
租 税 公 課	不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課																																																										
保 険 料	火災保険その他の損害保険料																																																										
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用																																																										
雑 費	社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用																																																										
通 信 交 通 費	通信費，旅費及び交通費																																																										
動 力 用 水 光 熱 費	電力，水道，ガス等の費用																																																										
調 査 研 究 費	技術研究，開発等の費用																																																										
広 告 宣 伝 費	広告，公告又は宣伝に要する費用																																																										
交 際 費	得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用																																																										
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付																																																										
地 代 家 賃	事務所，寮，社宅等の借地借家料																																																										
減 価 償 却 費	建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却費																																																										
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額																																																										
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額																																																										
租 税 公 課	不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課																																																										
保 険 料	火災保険その他の損害保険料																																																										
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用																																																										
雑 費	社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用																																																										
		<p style="text-align: center;">表-4 付加利益等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法人税、都道府県民税、市町村民税等（表-3の租税公課に含むものを除く） 株主配当金 役員賞与（損金算入分を除く） 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> </div>	<p style="text-align: center;">表-4 付加利益等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法人税、都道府県民税、市町村民税等（表-3の租税公課に含むものを除く） 株主配当金 役員賞与（損金算入分を除く） 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> </div>																																																								
		<p>2. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表-1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表-1から別表-6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p>	<p>2. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、「共通費積算基準」の表-1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、「共通費積算基準」の別表-1から別表-6によるものとするし下記のとおり読み替えるものとする。</p>																																																								
			<p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表-1「共通仮設費率（新営建築工事）」は「共通仮設費率 建築工事 新築」に読み替える。 ・別表-2「共通仮設費率（改修建築工事）」は「共通仮設費率 建築工事 改修」に読み替える。 ・別表-3「共通仮設費率（新営電気設備工事）」は「共通仮設費率 建築電気設備工事 新築」に読み替える。 ・別表-4「共通仮設費率（改修電気設備工事）」は「共通仮設費率 建築電気設備工事 改修」に読み替える。 ・別表-5「共通仮設費率（新営機械設備工事）」は「共通仮設費率 建築機械設備工事 新築」に読み替える。 ・別表-6「共通仮設費率（改修機械設備工事）」は「共通仮設費率 建築機械設備工事 改修」に読み替える。 <p>なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。 建築工事において、監督職員事務所を設けない場合は「公共建築工事積算基準等資料、第3編、第2章</p>																																																								

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名 ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備） 改 定																																																																
197	基準及び表記の改定	<p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表-5及び表-6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場環境改善費 ・ 工事場所以外の屋外整理清掃費 ・ 新たな施策等の試行による特別な費用 <p style="text-align: center;">表-5 建築工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1" data-bbox="264 678 1146 1125"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-6 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1" data-bbox="264 1193 1146 1528"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	項 目	内 容	準 備 費	その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	<p>共通仮設費、2 共通仮設費の算定方法、イ. 共通仮設費率による算定、(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正」による。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は「共通費積算基準」の表-5及び表-6とする。ただし、表-6は下記のとおり読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表-6「電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率を含む内容」は「建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率を含む内容」に読み替える。 <p>ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場環境改善費 ・ 工事場所以外の屋外整理清掃費 ・ 新たな施策等の試行による特別な費用 <p style="text-align: center;">表-5 建築工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1" data-bbox="1236 678 2141 1125"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-6 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1" data-bbox="1236 1193 2141 1528"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	項 目	内 容	準 備 費	その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
項 目	内 容																																																																		
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用																																																																		
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																																		
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																																		
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用																																																																		
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																																		
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用																																																																		
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																																																		
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																																																																		
項 目	内 容																																																																		
準 備 費	その他の準備に要する費用																																																																		
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																																		
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																																		
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用																																																																		
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。																																																																		
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用																																																																		
項 目	内 容																																																																		
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用																																																																		
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																																		
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																																		
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用																																																																		
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																																		
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用																																																																		
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																																																		
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																																																																		
項 目	内 容																																																																		
準 備 費	その他の準備に要する費用																																																																		
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																																		
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																																		
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用																																																																		
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。																																																																		
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用																																																																		

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																															
198	表記の改定	<table border="1" data-bbox="264 327 1146 399"> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td> </tr> </table> <p data-bbox="235 446 1176 654">(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。 (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 (6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="291 694 1120 981"> <caption>別表-1 共通仮設費率 建築工事 新築</caption> <tr> <td>共通仮設費率 (注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="291 1021 1120 1292"> <caption>別表-2 共通仮設費率 建築工事 改修</caption> <tr> <td>共通仮設費率 (注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="291 1332 1120 1516"> <caption>別表-3 共通仮設費率 建築機械設備工事 新築</caption> <tr> <td>共通仮設費率 (注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 </td> </tr> </table>	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。		共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。		<table border="1" data-bbox="1249 327 2132 399"> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td> </tr> </table> <p data-bbox="1209 446 2150 654">(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。 (4・5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 (5・6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1276 694 2105 981"> <caption>別表-1 共通仮設費率 建築工事 新築</caption> <tr> <td>共通仮設費率 (注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1276 1021 2105 1292"> <caption>別表-2 共通仮設費率 建築工事 改修</caption> <tr> <td>共通仮設費率 (注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1276 1332 2105 1516"> <caption>別表-3 共通仮設費率 建築機械設備工事 新築</caption> <tr> <td>共通仮設費率 (注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 </td> </tr> </table>	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。		共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。	
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																		
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																																		
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																																		
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。																																			
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																																		
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。																																			
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																																		
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。																																			
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																		
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																																		
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																																		
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。																																			
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																																		
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。																																			
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																																		
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。																																			

頁	改定趣旨	現 行	改 定																								
199	基準及び表記の改定	<p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">別表-4 共通仮設費率 建築機械設備工事 改修</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td style="text-align: center;">$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">別表-5 共通仮設費率 建築電気設備工事 新築</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td style="text-align: center;">$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">別表-6 共通仮設費率 建築電気設備工事 改修</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td style="text-align: center;">$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3. 現場管理費の算定 (1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。 (2) 現場管理費率は、別表-7から別表-12によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p>	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	<p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">別表-4 共通仮設費率 建築機械設備工事 改修</p> <table border="1" style="width: 100%; color: red;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td style="text-align: center;">$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">別表-5 共通仮設費率 建築電気設備工事 新築</p> <table border="1" style="width: 100%; color: red;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td style="text-align: center;">$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">別表-6 共通仮設費率 建築電気設備工事 改修</p> <table border="1" style="width: 100%; color: red;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td style="text-align: center;">$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3. 現場管理費の算定 (1) 現場管理費は、「共通費積算基準」の表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。 (2) 現場管理費率は、「共通費積算基準」の別表-7から別表-12によるものとするし下記のとり読み替えるものとする。</p>	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)																										
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																										
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)																										
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																										
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)																										
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																										
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)																										
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																										
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)																										
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																										
共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)																										
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)																										

工種名	ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）
-----	---------------------

頁	改定趣旨	現	行	改	定
---	------	---	---	---	---

- (3) 現場管理費率に含まれる内容は表-2による。
- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。
- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途現場管理費を算定する。
- (6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

別表-7 現場管理費率 建築工事 新築

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ <small>(注4)</small> $N_p : \text{純工事費(千円)}$ $T : \text{工期(か月)}$
<small>(注1)</small> 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 <small>(注2)</small> $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 <small>(注3)</small> N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 5,000,000$ (千円) <small>(注4)</small> J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-8 現場管理費率 建築工事 改修

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ <small>(注4)</small> $N_p : \text{純工事費(千円)}$ $T : \text{工期(か月)}$
<small>(注1)</small> 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 <small>(注2)</small> $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 <small>(注3)</small> N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。	

記

- ・別表-8 「現場管理費率(新築建築工事)」は「現場管理費率 建築工事 新築」に読み替える。
- ・別表-9 「現場管理費率(改修建築工事)」は「現場管理費率 建築工事 改修」に読み替える。
- ・別表-10 「現場管理費率(新築電気設備工事)」は「現場管理費率 建築電気設備工事 新築」に読み替える。
- ・別表-11 「現場管理費率(改修電気設備工事)」は「現場管理費率 建築電気設備工事 改修」に読み替える。
- ・別表-12 「現場管理費率(新築機械設備工事)」は「現場管理費率 建築機械設備工事 新築」に読み替える。
- ・別表-13 「現場管理費率(改修機械設備工事)」は「現場管理費率 建築機械設備工事 改修」に読み替える。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

- (3) 現場管理費率に含まれる内容は「共通費積算基準」の表-2による。
- ~~(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。~~
- ~~(4.5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途現場管理費を算定する。~~
- ~~(5.6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。~~

~~別表-7 現場管理費率 建築工事 新築~~

現場管理費率 (注1)	 $J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ <small>(注4)</small> $N_p : \text{純工事費(千円)}$ $T : \text{工期(か月)}$
 <small>(注1)</small> 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 <small>(注2)</small> $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 <small>(注3)</small> N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$(千円) $\leq N_p \leq 5,000,000$(千円) <small>(注4)</small> J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 	

~~別表-8 現場管理費率 建築工事 改修~~

現場管理費率 (注1)	 $J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ <small>(注4)</small> $N_p : \text{純工事費(千円)}$ $T : \text{工期(か月)}$
 <small>(注1)</small> 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 <small>(注2)</small> $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 <small>(注3)</small> N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 	

200 表記の改定

工種名	ポンプ場・処理場施設 (建築・建築設備)
改定	
3,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	
別表-9 現場管理費率 建築機械設備工事 新築	
現場管理費率 (注1)	Jo = Exp(4.723 - 0.252 × log_eNp + 0.428 × log_eT) (注2) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e^()を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	
別表-10 現場管理費率 建築機械設備工事 改修	
現場管理費率 (注1)	Jo = Exp(6.221 - 0.461 × log_eNp + 0.800 × log_eT) (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e^()を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	
別表-11 現場管理費率 建築電気設備工事 新築	
現場管理費率 (注1)	Jo = Exp(5.961 - 0.387 × log_eNp + 0.629 × log_eT) (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e^()を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	
別表-12 現場管理費率 建築電気設備工事 改修	
現場管理費率 (注1)	Jo = Exp(6.038 - 0.431 × log_eNp + 0.736 × log_eT) (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。	

頁	改定趣旨	現行
		3,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
		別表-9 現場管理費率 建築機械設備工事 新築
		現場管理費率 (注1)
		Jo = Exp(4.723 - 0.252 × log _e Np + 0.428 × log _e T) (注2) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
		(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e ^() を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
		別表-10 現場管理費率 建築機械設備工事 改修
		現場管理費率 (注1)
		Jo = Exp(6.221 - 0.461 × log _e Np + 0.800 × log _e T) (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
		(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e ^() を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
		別表-11 現場管理費率 建築電気設備工事 新築
		現場管理費率 (注1)
		Jo = Exp(5.961 - 0.387 × log _e Np + 0.629 × log _e T) (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
		(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e ^() を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
		別表-12 現場管理費率 建築電気設備工事 改修
		現場管理費率 (注1)
		Jo = Exp(6.038 - 0.431 × log _e Np + 0.736 × log _e T) (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
		(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

工種名	ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）																																
頁	改定																																
201	<p>改定趣旨</p> <p>現行</p> <p>(注2) Exp()は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>4. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 (2) 一般管理費等率は、別表-13から別表-15による。</p> <p>(3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。 (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>別表-13 一般管理費等率 建築工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>5百万円以下</th> <th>5百万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>17.24%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>8.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times 10^{-10} \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表-14 一般管理費等率 建築機械設備工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>3百万円以下</th> <th>3百万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>16.68%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>8.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times 10^{-10} \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円)</p> <p>改定</p> <p>(注2) Exp()は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>4. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、「共通費積算基準」の表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 (2) 一般管理費等率は、「共通費積算基準」の別表-13-15から別表-15-17によるものとし下記のとおり読み替えるものとする。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表-15「一般管理費等率（建築工事）」は「一般管理費等率 建築工事」に読み替える。 ・別表-16「一般管理費等率（電気設備工事）」は「一般管理費等率 建築電気設備工事」に読み替える。 ・別表-17「一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）」は「一般管理費等率 建築機械設備工事」に読み替える。 <p>(3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。 (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>別表-13 一般管理費等率 建築工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>5百万円以下</th> <th>5百万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>17.24%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>8.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times 10^{-10} \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注2. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表-14 一般管理費等率 建築機械設備工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>3百万円以下</th> <th>3百万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>16.68%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>8.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times 10^{-10} \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円)</p>	工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える	一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%	工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える	一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%	工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える	一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%	工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える	一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える																														
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%																														
工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える																														
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%																														
工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える																														
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%																														
工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える																														
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%																														

頁	改定趣旨	現 行	
		工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
		環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）
		屋外整理清掃費	除雪に要する費用
		機 械 器 具 等 費	揚重機械器具に要する費用
		情 報 シ ス テ ム 費	情報共有等のシステム・アプリケーションに要する費用
		そ の 他	石綿粉じん濃度測定、石綿含有量調査、室内空気中の化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験、PCB含有シーリング材の調査等に類する各種試験費用
		表-2 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費の積み上げ内容	
		項 目	内 容
		準 備 費	敷地測量に要する費用、仮設用借地料
		仮 設 建 物 費	監理事務所、設計図書による現場環境改善費用
		工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
		環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用
		動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
		屋外整理清掃費	除雪に要する費用
203	基準及び表記の改定	<p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費（ただし、建方用機械器具費を除く。）を鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に加算した全体の直接工事費に対応する共通仮設費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率により 共通仮設費を算定し、鉄骨工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率に 1.0 を乗じて共通仮設費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。</p> <p>(5) 設計変更における共通仮設費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、共通仮設費の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の共通仮設費を算定し、この額から当初発注工事の共通仮設費を控除して算定する。</p> <p>(6) とりこわし工事※を含めて発注する場合は、新築建築工事の率を採用する。 ※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>4. 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、次式により算定する。 現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費</p>	

工 種 名	ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）
改 定	
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
機 械 器 具 等 費	揚重機械器具に要する費用
情 報 シ ス テ ム 費	情報共有等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	石綿粉じん濃度測定、石綿含有量調査、室内空気中の化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験、PCB含有シーリング材の調査等に類する各種試験費用
表-2 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費の積み上げ内容	
項 目	内 容
準 備 費	敷地測量に要する費用、仮設用借地料
仮 設 建 物 費	監理事務所、設計図書による現場環境改善費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
<p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費（ただし、建方用機械器具費を除く。）を鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に加算した全体の直接工事費に対応する共通仮設費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率により 共通仮設費を算定し、鉄骨工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率に 1.0 を乗じて共通仮設費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。</p> <p>(4.5) 設計変更における共通仮設費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、共通仮設費の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の共通仮設費を算定し、この額から当初発注工事の共通仮設費を控除して算定する。</p> <p>(5.6) とりこわし工事※を含めて発注する場合は、新築建築工事建築工事 新築の率を採用に含めて算定する。 ※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>4. 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、次式により算定する。 現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費</p>	

頁	改定趣旨	現 行								
		<p>また、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、建設発生土処分費及び発生材処分費を含まない。</p> <p>(2) 現場管理費率は、下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準別表による。</p> <p>(3) 前記 4.(1)における積み上げによる現場管理費は、設計図書による特記事項のうち比率に含まれない内容について別途計上する。</p> <p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費を鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に加算した全体の純工事費に対応する現場管理費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に対してはこの現場管理費率により現場管理費を算定し、鉄骨工事の純工事費に対してはこの現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価は、鉄骨工事以外の一般工事の工事原価と鉄骨工事の工事原価に区分するものとする。</p> <p>(5) 設計変更における現場管理費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、現場管理費の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の現場管理費を算定し、この額から当初発注工事の現場管理費を控除して算定する。</p> <p>(6) とりこわし工事※を含めて発注する場合は、新営建築工事の率を採用する。 ※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>5. 一般管理費等の算定</p> <p>(1) 一般管理費等を算定する場合は、次式により計算する。 一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等 なお、契約保証費については、工事原価に表-3による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。</p> <table border="1" data-bbox="331 997 1086 1332"> <caption>表-3 契約保証費率</caption> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>保証の方法3：上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合</p>	内 容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
内 容	(%)									
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04									
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09									
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない									
204	表記の改定	<p>(2) 一般管理費等率は、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事のいずれかを一括で発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>(3) 前払金の支出割合が35%以下において、一般管理費等を算定する場合は、表-4の前払金支出割合の区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。 なお、この前払金支出割合による補正は、前払金の支出割合に対して補正係数を求め、一般管理費等率に乗じるもので、支払限度額の割合に対しては、適用しないものとする。</p>								

工 種 名	ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）								
改 定	定								
	<p>また、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、建設発生土処分費及び発生材処分費を含まない。</p> <p>(2) 現場管理費率は、下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準別表-3.現場管理費の算定(2)による。</p> <p>(3) 前記 4.(1)における積み上げによる現場管理費は、設計図書による特記事項のうち比率に含まれない内容について別途計上する。</p> <p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費を鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に加算した全体の純工事費に対応する現場管理費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に対してはこの現場管理費率により現場管理費を算定し、鉄骨工事の純工事費に対してはこの現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価は、鉄骨工事以外の一般工事の工事原価と鉄骨工事の工事原価に区分するものとする。</p> <p>(4-5) 設計変更における現場管理費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、現場管理費の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の現場管理費を算定し、この額から当初発注工事の現場管理費を控除して算定する。</p> <p>(5-6) とりこわし工事※を含めて発注する場合は、新営建築工事建築工事 新築の率を採用に含めて算定する。 ※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>5. 一般管理費等の算定</p> <p>(1) 一般管理費等を算定する場合は、次式により計算する。 一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等 なお、契約保証費については、工事原価に「積算基準等資料」の表-3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。</p> <table border="1" data-bbox="1310 997 2065 1332"> <caption>表-3 契約保証費率</caption> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>保証の方法3：上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合</p>	内 容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
内 容	(%)								
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04								
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09								
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない								
	<p>(2) 一般管理費等率は、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事のいずれかを一括で発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>(3) 前払金の支出割合が35%以下において、一般管理費等を算定する場合は、「積算基準等資料」の表-4-3-1の前払金支出割合の区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。 なお、この前払金支出割合による補正は、前払金の支出割合に対して補正係数を求め、一般管理費等率に乗じるもので、支払限度額の割合に対しては、適用しないものとする。</p>								

工種名	ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）
-----	---------------------

頁	改定趣旨	現 行	改 定																				
		<p>ただし、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5 を越え 15 以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15 を越え 25 以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25 を越え 35 以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計変更における一般管理費等の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、一般管理費等の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の一般管理費等を算定し、この額から当初発注工事の一般管理費等を控除して算定する。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」以外は、「公共建築工事積算基準等資料 第3編 共通費」による。</p>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5 以下	1.05	5 を越え 15 以下	1.04	15 を越え 25 以下	1.03	25 を越え 35 以下	1.01	<p>ただし、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5 を越え 15 以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15 を越え 25 以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25 を越え 35 以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計変更における一般管理費等の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、一般管理費等の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の一般管理費等を算定し、この額から当初発注工事の一般管理費等を控除して算定する。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」以外は、「公共建築工事積算基準等資料」 第3編 共通費」による。</p>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5 以下	1.05	5 を越え 15 以下	1.04	15 を越え 25 以下	1.03	25 を越え 35 以下	1.01
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																						
5 以下	1.05																						
5 を越え 15 以下	1.04																						
15 を越え 25 以下	1.03																						
25 を越え 35 以下	1.01																						
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																						
5 以下	1.05																						
5 を越え 15 以下	1.04																						
15 を越え 25 以下	1.03																						
25 を越え 35 以下	1.01																						